

### ■災害に備えよう！暴風雪への備え

暴風雪に伴う災害には、猛吹雪による視界不良、吹きだまりによる交通障害や歩行困難、暴風による飛散物での家屋等損壊、停電などがありません。

気象台では、宗谷地方で暴風雪が予想されるときは暴風雪警報を発表します。また、命に関わるような暴風雪が予想されるときには、より一層の危機感を伝えるため「数年に一度の猛吹雪となる恐れがあります。外出は控えてください」とキーワードを使った気象情報を発表し、厳重な警戒を呼びかけることがあります。

家庭では停電に備えて、ポータブルストーブや灯油、非常食、飲料水などを準備しておきましょう。

もしも暴風雪に遭遇してしまったら・・・

暴風雪警報が予想される際には、今の天気が悪くても油断することなく、最新の気象情報や道路情報などを事前に確認してから行動しましょう。



### ◆次のことに注意しましょう

・気象情報に注意して、暴風雪が予想されていると

### 途中で立ち往生してしまったとき

・ハザードランプを点灯、停止表示板を置く。  
・ロードサービス、近くの商店や人家等に救助を求めらる。

・避難できる場所や救助を求められる人家が近くにならぬときは、警察・消防に連絡して救助を求めらる。



### 車内で救助を待つとき



### 運転中に暴風雪となり視界が悪くなったとき

・道の駅、コンビニ、ガソリンスタンドなどの安全な場所に停車し、天気回復を待つ。

・道の駅などの安全な場所が近くにない場合は、ハザードランプを点灯させて停車し、今後の気象情報を確認し、天気の回復を待つ。

### 問い合わせ先

市総務防災課防災グループ  
☎23・6380

### ■令和3年度固定資産税等の軽減措置について

国が実施する新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、厳しい経営環境にある一定の中小企業者等に対して、令和3年度において、一定の事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置が講じられることになりました。

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入について、対前年同期減少率が①軽減率

50%以上減少の場合は全額免除、②30%以上50%未満の場合は2分の1軽減

### 申請期間

令和3年1月6日(水)～2月1日(月)

※申請方法等の詳細は、市ホームページをご覧ください。

### 問い合わせ先

市税務課資産税グループ  
☎23・6393

### ■固定資産税の「償却資産」の申告を忘れずに

償却資産とは、会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いている機械、器具、備品等のことです。

地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在における当該資産を申告しなければなりません。

### 申告が必要な方

・令和3年1月1日現在、事業の用途で使用している資産を所有、共有、ほかに賃貸している法人または個人事業の経営者  
・令和2年中に開業、廃業、休業、移転された方

### 申告の対象となる主な資産

- ・広告設備、路面舗装等
- ・生産、加工、搬送設備等の機械類
- ・漁船、船外機船等
- ・大型特殊自動車(農耕用含む)
- ・机、椅子類、パソコン、複写機等

### 申告期間

令和3年1月6日(水)～2月1日(月)

### 申告場所

市役所1階税務課窓口  
※昨年、申告があった事業



### ■20歳になったら「国民年金」

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までの全ての方が加入を義務づけられています。

やがて訪れる老後の所得保障だけではなく、不慮の事故(障がいや死亡など)に遭った場合でも、皆さんの生活の安定が損なわれないことがないように、お互いを支え合う制度です。

### 加入の手続き

・令和元年10月から、手続きが不要になりました。  
・誕生日以降に年金手帳と国民年金保険料納付書が

### 問い合わせ先

市総合窓口課保険年金グループ  
☎23・6410  
・稚内年金事務所  
☎32・1941

### ■手紙を守るためのルールがあります

手紙やはがきなどの信書は、原則として、日本郵便株式会社及び信書便事業者だけが取り扱うことができます。と定められています。

者には、令和2年12月下旬に申告書を送付していただきます。令和2年中に開業された方、これまで未申告の方で申告書が届いていない方も申告が必要ですのでお問い合わせください。

### 問い合わせ先

総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課  
☎03・5253・5975  
https://www.soumu.go.jp/yusei/index.html